

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正について

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の
ように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年
条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表交通安全対策会議委員及び交通安全対策会議特別委員の項、くまもと市男女共
同参画会議委員の項、公民館運営審議会委員の項及び社会教育委員の項中
「10,000円以内」を「10,000円」に改め、同表国民健康栄養調査員の項
中「9,070円」を「9,210円」に改め、同表感染症診査協議会委員の項中
「10,000円以内」を「10,000円」に改め、同表中「子どもの未来応援基
金運営委員会委員」を「こどもの未来応援基金運営委員会委員」に改め、同表文化財
保護委員会委員の項、スポーツ振興基金運営協議会委員の項及びスポーツ推進審議会
委員の項中「10,000円以内」を「10,000円」に改め、同表中「自転車駐
車対策等協議会委員」を「自転車利用推進協議会委員」に改め、同表教科用図書選定
委員会委員の項を削り、同表図書館協議会委員の項及び博物館協議会委員の項中
「10,000円以内」を「10,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(提出理由)

特別職の職員の報酬額を改定する等のため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。